



令和元年度文化庁文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)
ぐんまの伝統文化普及啓発事業

ぐんまの祭り・囃子 シンポジウム

令和元年
12月14日(土)

開場 12時30分 開演 13時

定員 先着300名(直接会場にお越しください)

会場 群馬県公社総合ビル(前橋市大渡町1-10-7)

入場
無料

基調講演
「祭り・囃子の日韓比較」

■講師
植村幸生
(東京藝術大学 音楽学部楽理科教授)

シンポジウム
「祭り・囃子継承における
課題と取り組み」

■コーディネーター
植村幸生

■パネリスト
池浜君枝(世良田紙囃子保存会代表)
木戸英价(大間々紙囃子まつり実行委員会副実行委員長)
高羽伸夫(沼田紙囃子保存会連合会理事長)

囃子上演
沼田紙囃子
(沼田市指定重要無形民俗文化財)
出演 沼田紙囃子保存会連合会

問合せ 群馬県教育文化事業団
TEL.027-224-3960

主催 群馬県文化遺産発掘・活用・発信実行委員会
(実施:公益財団法人群馬県教育文化事業団)
協力 NPO法人ぐんま郷土芸能助っ人塾

ぐんまの祭り・囃子 シンポジウム

大間々祇園囃子・世良田祇園囃子・沼田祇園囃子は
上州三大祇園と称されています

大間々祇園まつり/大間々祇園囃子(みどり市)

大間々祇園まつりは、毎年8月1日から3日の3日間、みどり市本町通りをメイン会場に行われ、大間々町大間々の1区から7区の7台の山車が一堂に会し巡業します。

380年以上の歴史を持つ大間々祇園まつりは、みどり市重要無形民俗文化財に指定(平成16年5月18日)されています。お囃子を継承する大間々おはやし保存会連絡協議会では、大間々祇園まつりをはじめ区民芸能発表会等に向け、お囃子と篠笛の練習を行っているほか、お囃子伝承教室を実施し、様々な行事にも出演しています。

沼田祇園祭/沼田祇園囃子(沼田市)

毎年8月3日から5日に行われる沼田祇園祭は江戸時代を起源とし、古くから「おぎょん」と呼ばれています。須賀神社・榛名神社の両神輿が市街地を練り歩き、それを華美壮観な10台の山車が囃し立て、江戸の天下祭りを偲ばせる一大絵巻が繰り広げられます。

そのお囃子は営々と伝承され沼田市指定重要無形文化財「沼田祇園囃子(平成7年1月23日指定)」として市民に根付いています。

囃子上演 出演：沼田祇園囃子保存会連合会

昭和54年結成。沼田市内山車保有の10ヶ町から組織され、「沼田祇園囃子」を広く多くの方々に知っていただくとともに、より一層琢磨し後世に引き継ぐために活動しています。

世良田祇園まつり/世良田祇園囃子(太田市)

世良田祇園まつりは約450年前、戦国時代の記録も残る歴史ある世良田八坂神社の祭礼で、かつては豪華な屋台が夜通し巡行し、関東の三大祭りの一つとして賑わった祭りでした。現在は毎年7月第4土・日曜日に行われ、初日には豪華な彫刻や装飾で彩られた8つの地区の屋台がそれぞれ巡業します。平成18年度から21年度の4年間をかけ、建造以来初めて太田市によって解体改修が行われました。8地区の屋台は、太田市の重要有形民俗文化財に指定(合併に伴い、平成17年3月28日指定)されています。



群馬県公社総合ビル

前橋市大渡町1丁目10-7

- JR新前橋駅から(約2.5km 車で約6分)
 - 関越自動車道 前橋ICから(約3.7km 車で約7分)
 - バス路線(群馬中央バス)
- 新前橋駅西口~公社総合ビル入口~前橋駅 約15分




文化庁

令和元年度文化庁文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)
ぐんまの伝統文化普及啓発事業

ぐんまの祭り・囃子 シンポジウム

令和元年
12月14日 土

開場 12時30分 開演 13時

群馬県公社総合ビル(前橋市大渡町1-10-7)

主催 群馬歴史文化遺産発掘・活用・発信実行委員会
(実施:公益財団法人群馬県教育文化事業団)
協力 NPO法人ぐんま郷土芸能助っ人塾



内容紹介

基調講演「祭り・囃子の日韓比較」

講師 植村幸生(東京藝術大学 音楽学部楽理科教授)

ソウル大学校に留学、東京藝術大学助手、上越教育大学助教授を経て現職。小泉文夫記念資料室長。専門は東アジア(特に韓国・朝鮮)の音楽史と民族音楽学。文献・図像・フィールドワークを通じて18～20世紀朝鮮社会における音楽と音楽家を研究。また植民地主義と音楽研究の問題にも取り組む。

著書『アジア音楽史』(共編著、音楽之友社1996)『韓国音楽探検』(音楽之友社、1998)ほか。

シンポジウム「祭り・囃子継承における課題と取り組み」

上州三大祇園と称される大間々祇園囃子・世良田祇園囃子・沼田祇園囃子の関係団体の皆さんに、後継者育成など、祭り・囃子継承における課題と取り組みについてお話しをいただきます。

司会 植村幸生

パネリスト 池浜君枝(世良田祇園囃子保存会 代表)

木戸英价(大間々祇園まつり実行委員会 副実行委員長)

高羽伸夫(沼田祇園囃子保存会連合会 理事長)

囃子上演「沼田祇園囃子」

出演 沼田祇園囃子保存会連合会

昭和54年結成。沼田市内山車保有の10ヶ町から組織され、「沼田祇園囃子」を広く多くの方々に知っていただくとともに、より一層錬磨し後世に引き継ぐために活動しています。

演目 「さんてこ」「テケテットン」「キリン」



祭り・囃子紹介

大間々祇園まつり/大間々祇園囃子

8月1～3日 みどり市大間々町

大間々祇園まつりは、毎年8月1日から3日の3日間、大間々町の本町通りを会場に行われ、第1街から第7街の7台の山車が一堂に会し巡業します。本祭りの8月2日には、御輿渡御の前に若衆が引く神馬が、塩振り大櫛と共に通りを清めながら走り抜けます。

390年の歴史を持つ大間々祇園まつりは、みどり市重要無形民俗文化財に指定(平成16年5月18日みどり市合併前)されています。お囃子を継承する大間々おはやし保存会連絡協議会では、大間々祇園まつりをはじめ区民芸能祭発表会等に向け、お囃子と篠笛の練習を行っているほか、お囃子伝承教室を実施し、様々な行事にも出演しています。



世良田祇園まつり/世良田祇園囃子

7月第4土・日曜日 太田市世良田町

世良田祇園まつりは約450年前、戦国時代の記録も残る歴史ある世良田八坂神社の祭礼で、かつては豪華な屋台が夜通し巡行し、関東の三大祭りの一つとして賑わった祭りでした。現在は毎年7月第4土・日曜日に行われ、初日には豪華な彫刻や装飾で彩られた8つの地区の屋台がそれぞれ巡業します。平成18年度から21年度の4年間をかけ、建造以来初めて太田市によって解体改修が行われました。8地区の屋台は、太田市の重要有形民俗文化財に指定(合併に伴い、平成17年3月28日指定)されています。

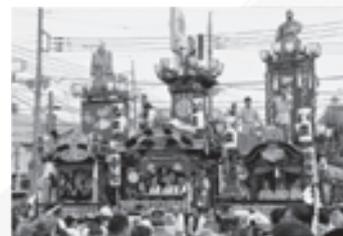


沼田祇園祭/沼田祇園囃子

8月3～5日 沼田市中心市街地

毎年8月3日から5日に行われる沼田祇園祭は江戸時代を起源とし、古くから「おぎょん」と呼ばれています。須賀神社・榛名神社の両神輿が市街地を練り歩き、それを華美壮観な10台の山車が囃し立てる、江戸の天下祭りを偲ばせる一大絵巻が繰り広げられます。

そのお囃子は営々と伝承され沼田市指定重要無形民俗文化財「沼田祇園囃子(平成7年1月23日指定)」として市民に根付いています。





問合せ

公益財団法人群馬県教育文化事業団
群馬県前橋市文京町2丁目20-22 TEL.027-224-3960

(参考資料)

文化庁・民間財団等による各種助成・支援事業

詳細につきましては、県・担当部署または各財団等にお問い合わせください。

※群馬県ホームページを参考に作成

《文化振興課》

■文化芸術創造拠点形成事業（文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業）

所 管	文化庁
募集時期	2月
内 容	2020東京大会とその後を見据え、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援する。 〈メニュー〉 1. 文化芸術による地域経済活性化枠 2. 地域の文化振興枠
対 象 者	1. 地方公共団体 2. 地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）
対象経費	1・補助対象経費の2分の1以内 ・文化芸術による地域経済活性化を行うものは1億円、地域の文化芸術振興を行うものは3,000万円を上限 ・自己負担額の5倍以内の額等 2・補助対象経費の2分の1以内 ・2,000万円を上限 ・自己負担額の5倍以内の額

■ SOMPO アート・ファンド

所 管	(公社) 企業メセナ協議会
募集時期	10月
内 容	全国各地で実施される個性豊かなアートプロジェクトや国際的なアートフェスティバル等を支援する。
対 象 者	ファンドの支援対象となる以下のような活動を行う団体 ・未来の文化創造に貢献し、人々のクリエイティビティを高める芸術文化活動 ・地域の魅力を顕在化させ、その独自性を発揮していくような芸術文化活動 ・文化による国際交流を促すような芸術文化活動 ・その他、芸術文化による社会課題の解決及び社会創造に寄与する活動
対象経費	総事業費の2分の1以内、最大300万円

■芸術文化振興基金助成金

所 管	(独) 日本芸術文化振興会
募集時期	10月
内 容	<p>地域の文化振興を目的とする活動や、文化に関する団体が行う文化振興・普及を図る活動を支援する。</p> <p>〈助成メニュー〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域文化施設公演・展示活動（文化会館公演） 2. 地域文化施設公演・展示活動（美術館等展示） 3. アマチュア等の文化団体活動 4. 歴史的集落・町並み、文化的景観保存活動 5. 民俗文化財の保存活用活動 6. 伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動
対 象 者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文化施設の設置者若しくは管理者 2. 美術展示等を行う文化施設の設置者若しくは管理者 3. アマチュア文化団体 4. 歴史的集落等の保存活動を行う団体 5. 民俗文化財の保存・伝承を行う団体 6. 伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等を行う団体
対象経費	<p>助成対象経費の2分の1以内、かつ自己資金負担金と同額以下の額。</p> <p>出演費、音楽費、文芸費、舞台・設営費、謝金・旅費・宣伝費等</p>

■宝くじ文化公演事業

所 管	(一財) 自治総合センター
募集時期	8～9月
内 容	<p>宝くじの収益金により文化事業を実施するとともに、宝くじの普及広報を行う。</p> <p>〈メニュー〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 文化公演 2. ふるさとワクワク劇場 3. まちの音楽会 4. おしゃべり音楽館
対 象 者	市町村（財団と共催）
対象経費	<p>市町村が負担する会場使用料、会場の設備・備品使用料、運営スタッフの費用及び付随経費、ケータリング経費、飾花・花束代、ポスターの掲示・チラシの配布に要する経費、入場券の売捌手数料等、これ以外の経費を財団が負担する。</p>

■地域の文化・芸術活動助成事業

所 管	(一財) 地域創造
募集時期	7～9月
内 容	地方公共団体等が地域において自主的に実施する文化・芸術活動を支援する。 1. 創造プログラム 2. 連携プログラム 3. 研修プログラム 4. 公立文化施設活性化計画プログラム
対 象 者	地方公共団体、指定管理者として指定を受け公の施設の管理を行う法人その他の団体、地方公共団体が資本金等を出資している公益法人、実行委員会等
対象経費	出演料、展示品等借上料、作曲・編曲料、会場設営費、謝金等の直接経費から収入を控除した額の一部。(事業により上限額あり)

■地域伝統芸能保存事業

所 管	(一財) 地域創造
募集時期	7～9月
内 容	次の事業を助成する。 1. 地方フェスティバル 2. 映像記録保存事業 3. 保存・継承活動事業
対 象 者	1. 都道府県、市町村等 2. 市町村 3. 市町村
対象経費	1. 2分の1以内 2. 3分の2以内 3. 2分の1以内

■文化の国際交流活動

所 管	(一財) 三井住友海上文化財団
募集時期	10～11月
内 容	音楽及び郷土芸能の分野で有意義な国際交流活動を行うアマチュア団体に対する助成を行う。
対 象 者	日本国内に所在する音楽、郷土芸能の分野で有意義な国際交流活動を行うアマチュア団体
対象経費	50万円

■（財）三菱 UFJ 信託地域文化財団助成事業

所 管	(一財) 三菱 UFJ 信託地域文化財団
募集時期	8～11月
内 容	地域の音楽・美術・演劇・伝統芸能の各分野において努力されている諸団体の活動に対して助成支援を行うもの。
対 象 者	音楽・演劇・伝統芸の部門はアマチュア団体に限る。美術展部門はアマチュアに限定しない。
対象経費	予算の赤字額の範囲内で財団が助成額を検討

■地域の芸術環境づくり助成事業（コミュニティ助成事業）

所 管	(一財) 自治総合センター
募集時期	8～11月
内 容	自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うソフト事業に対して助成する。
対 象 者	市町村、広域連合、一部事務組合、指定管理者、特定公益法人、実行委員会
対象経費	助成対象経費から入場料等収入を控除した額の3分の2以内（上限500万円）

■サンヨー食品 青少年育成アシスト助成金

所 管	サンヨー食品文化スポーツ振興財団
募集時期	1～3月
内 容	青少年のうち18歳以下の者を対象とした文化・スポーツに関する事業（イベント、大会、展示、公演など）で、青少年育成に寄与する事業に対して助成する。
対 象 者	群馬県内に拠点をもち、文化またはスポーツの振興を主たる目的としている財団・社団・NPO 法人、及び、一定の条件を満たした非営利で活動する文化スポーツ団体。
対象経費	事業の実施に要する謝金、会場費、印刷費などの諸経費（10～50万円の範囲内）

■「群馬のふるさと伝統文化」支援事業補助金

所 管	文化振興課 文化づくり係																																	
内 容	県内各地域で伝統文化を守り、伝え、育てていこうとする継承活動に対し、財政的支援を行う。																																	
対 象 者	<p>県内で活動する団体のうち、地域の伝統文化を次世代に残そうとする意欲のある団体（任意団体またはNPO法人）で、次のすべての条件に適合する団体。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統文化に関する事業の実施経験（継承活動を含む）を有すること ・ 定款、寄付行為に類する規約等を有すること ・ 事業を適正に執行できる組織を有すること ・ 自ら経理し、監査する会計組織を有すること ・ 活動の本拠となる事務所等を有すること ・ 役員等が、暴力団と関係しない者であること 																																	
対 象 事 業 経 費	<p>●「群馬のふるさと伝統文化」支援事業補助金のメニュー</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 業 名</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> <th style="text-align: center;">補助対象期間</th> <th style="text-align: center;">補助率</th> <th style="text-align: center;">補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝統文化映像記録事業</td> <td>地域の伝統文化を映像に記録・公開する事業</td> <td style="text-align: center;">単年度</td> <td style="text-align: center;">2/3以内</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> </tr> <tr> <td>伝承者養成事業</td> <td>伝統文化の伝承者（後継者）を養成する事業</td> <td style="text-align: center;">単年度</td> <td style="text-align: center;">2/3以内</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> </tr> <tr> <td>伝統文化継承活動事業</td> <td>地域の伝統文化を継承に資する事業</td> <td style="text-align: center;">単年度</td> <td style="text-align: center;">2/3以内</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> </tr> <tr> <td>こども伝統文化継承事業</td> <td>こどもたちに伝統文化を体験・修得させる事業</td> <td style="text-align: center;">単年度</td> <td style="text-align: center;">2/3以内</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> </tr> <tr> <td>地域伝統文化サポーター事業</td> <td>伝統文化の継承活動を支える活動を行う事業</td> <td style="text-align: center;">単年度</td> <td style="text-align: center;">2/3以内</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>●対象経費 事業の実施に必要な不可欠な直接的経費と認められる以下のもの 映像制作費、会議開催費、消耗品費、調査研究費、講習会・発表会等に係る諸費用、広報費、施設整備費、備品購入費、修繕費、事業実施団体の構成員以外に対する指導謝金や交通費、会議開催時の飲み物やイベント当日の講師・スタッフ・出演者の弁当等に係る費用、委託料等 ※伝統文化映像記録事業及び地域伝統文化サポーター事業については、施設整備費、備品購入費、修繕費は対象外経費。 ※団体の運営費と認められる経費（定期総会の開催費等）は対象外。</p> <p>●対象外事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県費補助及び県関係団体の助成を受けている（国庫補助、市町村補助等は対象事業） ・ 特定の政治または宗教活動である ・ 専ら営利を目的としている ・ 団体の運営費の確保を目的としている ・ 企業、職能団体等の団体内での活動である 				事 業 名	内 容	補助対象期間	補助率	補助上限額	伝統文化映像記録事業	地域の伝統文化を映像に記録・公開する事業	単年度	2/3以内	20万円	伝承者養成事業	伝統文化の伝承者（後継者）を養成する事業	単年度	2/3以内	20万円	伝統文化継承活動事業	地域の伝統文化を継承に資する事業	単年度	2/3以内	20万円	こども伝統文化継承事業	こどもたちに伝統文化を体験・修得させる事業	単年度	2/3以内	20万円	地域伝統文化サポーター事業	伝統文化の継承活動を支える活動を行う事業	単年度	2/3以内	20万円
事 業 名	内 容	補助対象期間	補助率	補助上限額																														
伝統文化映像記録事業	地域の伝統文化を映像に記録・公開する事業	単年度	2/3以内	20万円																														
伝承者養成事業	伝統文化の伝承者（後継者）を養成する事業	単年度	2/3以内	20万円																														
伝統文化継承活動事業	地域の伝統文化を継承に資する事業	単年度	2/3以内	20万円																														
こども伝統文化継承事業	こどもたちに伝統文化を体験・修得させる事業	単年度	2/3以内	20万円																														
地域伝統文化サポーター事業	伝統文化の継承活動を支える活動を行う事業	単年度	2/3以内	20万円																														

《文化財保護課》

■文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業

所 管	文化庁
内 容	以下の事業に補助する。 (1) 地域の文化遺産に関する情報発信、人材育成、普及啓発、継承、記録作成、調査研究等 (2) 美術館・歴史博物館が中心となった地域文化資源活用、地域連携強化、新規利用者層創出、国際交流拠点形成
対 象 者	(1)は文化遺産の所有者等によって構成された実行委員会 (2)は美術館・博物館を含む実行委員会
対象経費	計画を査定のうち、謝金、借料等の事業経費を支出する。

■伝統音楽普及促進支援事業

所 管	文化庁
内 容	伝統音楽の普及と伝承者・理解者の養成を図るため、実演家団体・教員等が連携して行う、合同研究事業、コーディネーター支援事業、教材育成事業に助成する。
対 象 者	伝統音楽の実演家を構成員とする団体又は伝統音楽の普及に関する事業を行っている文化芸術の振興を目的とした団体
対象経費	計画を査定のうち、謝金、借料、等の事業経費を支出する（ただし、児童生徒を対象とした事業等は対象外）

■文化財保存修復助成事業

所 管	(公財)文化財保護・芸術研究助成財団
内 容	都道府県指定文化財（又は、市指定文化財）で、都道府県の補助対象事業として修理等を予定している有形文化財又は有形民俗文化財のうち、所有者の負担が大きいものに対して助成する。
対 象 者	文化財所有者（又は管理者）
対象経費	保存修復に係る経費の一部

■地方文化支援事業

所 管	(公財)東日本鉄道文化財団
内 容	1. 伝統文化の継承 地域の貴重な伝統文化の継承と発展に貢献するもの 2. 継続的な文化事業 一過性のものでなく将来にわたって着実に地域に根付いていくものを支援
対 象 者	地方文化振興事業に係る文化団体
対象経費	活動に係る経費の一部

■地域の伝統文化保存維持費用助成制度

所 管	(一財) 明治安田生命クオリティオブライフ文化財団
内 容	(1) 地域の民俗芸能への助成 地域の民俗芸能の継承、特に後継者育成のための諸活動に努力をしている個人または団体を助成 (2) 地域の民俗技術への助成 地域の民俗技術の継承、とくに後継者育成のための諸活動に努力をしている個人または団体を助成 ※国指定の重要無形民俗文化財は対象外 (国選択無形民俗文化財は可)
対 象 者	個人または、団体 (1) 当該年度において継承活動のための支出が予定されていること (2) 公的助成や他財団等からの助成を受ける予定がないこと
対象経費	(民俗芸能) 70万円以内 (伝統的生活技術) 40万円以内

■文化財維持・修復事業助成

所 管	(公財) 住友財団
内 容	国内所在の、芸術的、学術的に価値のある、後世に継承すべき美術工芸品 (絵画・彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、歴史資料、考古資料) の維持・修復事業に対する助成
対 象 者	文化財の所有者 (営利法人や、営利を目的あるいは私的鑑賞を目的に文化財を所有または管理する個人は対象外)
対象経費	総額 7 千万円 (30件前後採択予定)

■沖永文化振興財団助成

所 管	(一財) 沖永文化振興財団
内 容	1. 伝統民俗芸能の公演、公開事業への助成 (主催・共催・招聘事業を含む) 2. 伝統民俗芸能の保存伝習事業への助成 ※文化財指定の有無は問わない
対 象 者	1. 国内に所在する芸術文化団体 2. 国内に所在する芸術文化団体等 (個人・グループを含む)
対象経費	活動に係る経費の一部

II ぐんまの祭り・囃子アンケート調査

概 要

調査目的 県内祭り・囃子の現状と課題を把握し、団体が相互に情報を共有することで継承のための連携を図り、県内祭り・囃子の特長や特性をまとめ県内外に発信する。

調査機関 公益財団法人群馬県教育文化事業団

調査期間 令和元年6月19日～10月30日

調査対象 市町村教育委員会、山車または屋台が伴う県内の祭り・囃子団体
※市町村教育委員会（文化財担当部署）に山車または屋台が伴う祭り・囃子団体の紹介を依頼し、得た回答をもとに団体代表者あてに調査票の記入を依頼。必要に応じて聞き取り調査を行った。

調査方法 紙面調査（郵送配布、郵送または電子メールにて回収）

回収結果 市町村からの回答124件中、回収数95件（有効回収率76%）

集計結果の見方

単純集計に加え、クロス集計を行った。グラフ中の「n」は、設問に対する有効回答数を示しており、グラフ中の回答率（%）は「n」100%としたものである。なお、小数点以下を四捨五入しているため、合計しても100%とならない場合がある。

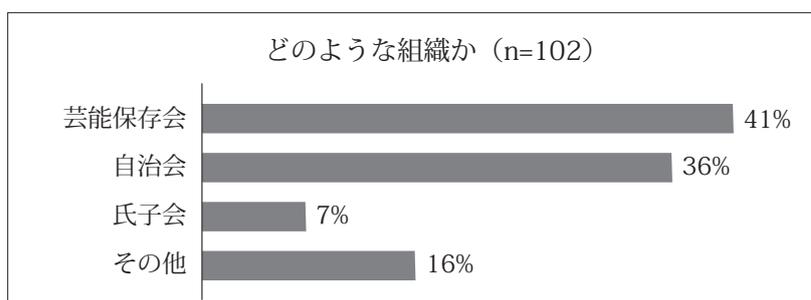
設問によっては、サンプル数（n）が少ないため、必ずしも全体の傾向を反映していない場合がある。

調査結果

1. 団体の構成について（アンケート調査票項目 No.5）

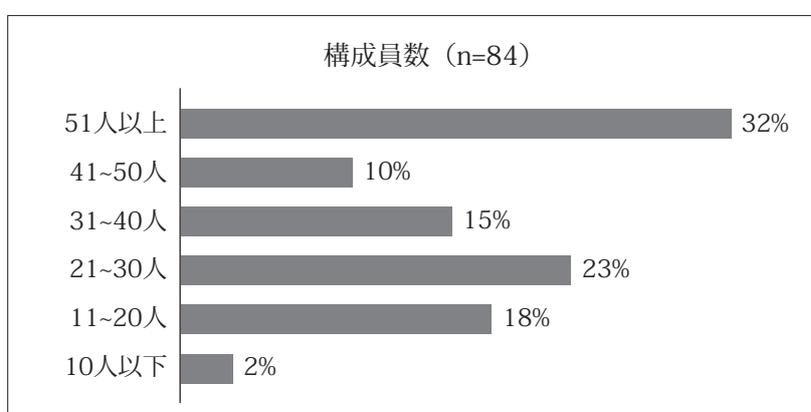
(1) どのような組織か

「芸能保存会」が41%と最も多い。
次いで「自治会」が36%、「その他」が16%、「氏子会」が7%である。
「その他」は経験者有志の集まり、育成会（子ども会）等である。



(2) 構成員数

「51人以上」が最も多く32%、次いで「21~30人」23%、「11~20人」18%、「31~40人」15%、「41~50人」10%、「10人以下」2%である。



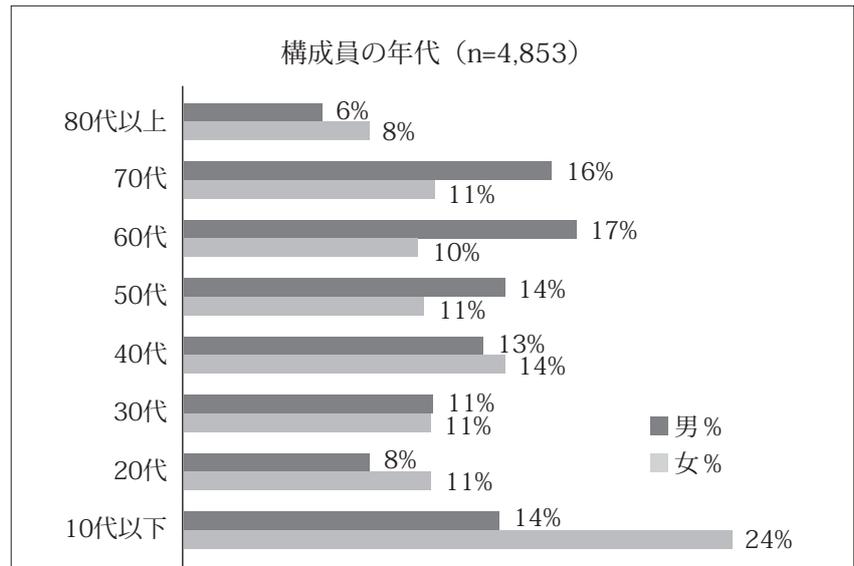
【構成員数が多い団体】（100人以上）

- 高崎山車祭り保存会（高崎市）
- 栄町屋台と祭囃子保存会（栄町祭囃子保存会）（伊勢崎市）
- 下波志江屋台・屋台囃子保存会（伊勢崎市）
- 本町一丁目自治会（館林市）
- 緑町一丁目（館林市）
- 沼田祇園囃子保存会連合会（沼田市）
- 鬼石祭囃子保存会（藤岡市）
- 原市地区三乙区（安中市）
- 旧邸祭典委員会（安中市）
- 松井田町南横町自治会（安中市）
- 仲町祭典委員会（下仁田町）
- 東町祭典委員会（下仁田町）
- 旭町祭典委員会（下仁田町）
- 宗教法人稲荷神社（山際稲荷神社）（下仁田町）
- 磐戸秋祭り実行委員会（南牧村）
- 角淵堀東組（玉村町）

(3) 構成員の年代

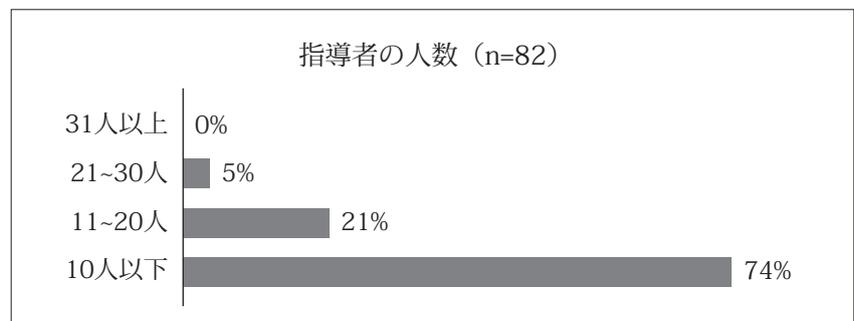
最も多い年代は「10代以下」であり、「60代」、「70代」、「40代」と続く。

最も少ない年代は「80代以上」、次点で「20代」、「30代」である。



(4) 指導者の人数

「10人以下」の団体が74%、「11~20人」が21%、「21~30人」が5%である。

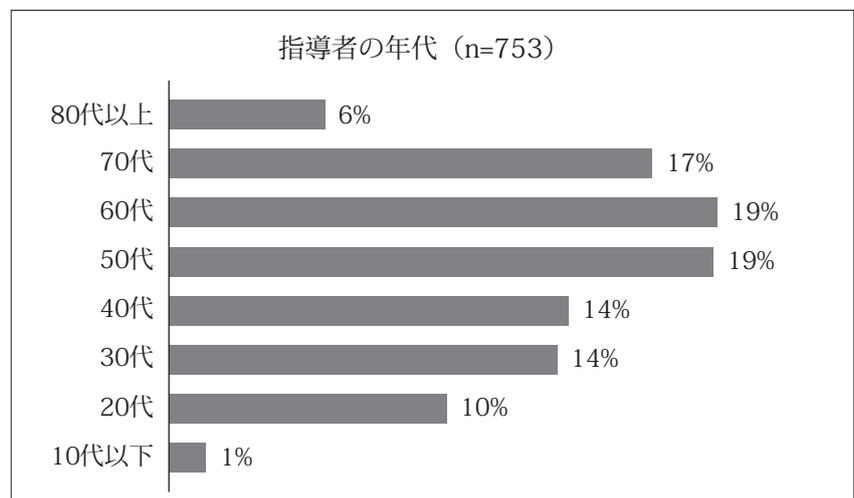


【指導者が多い団体】(20人以上)

- 青柳町祇園囃子保存会 (前橋市)
- 南千木町屋台囃子保存会 (伊勢崎市)
- 栄町屋台と祭囃子保存会 (栄町祭囃子保存会) (伊勢崎市)
- 沖之郷祇園囃子保存会 (太田市)
- 鬼石祭囃子保存会 (藤岡市)
- 旧邸祭典委員会 (安中市)
- 東町祭典委員会 (下仁田町)

(5) 指導者の年代

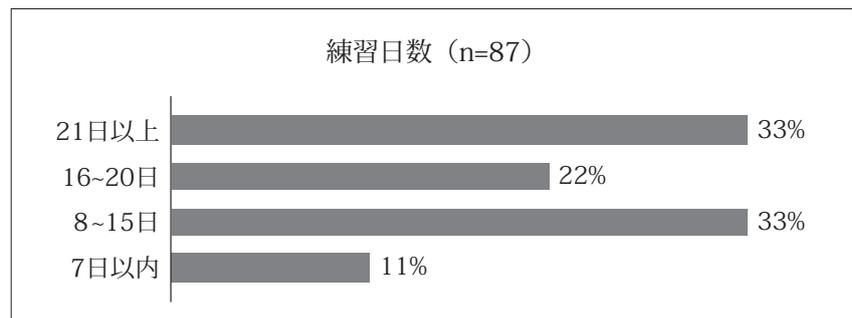
「60代」と「50代」が同率の19%、次点で「70代」が17%、「40代」と「30代」が同率で14%である。



2. 練習日数について (アンケート調査票項目 No.6)

「21日以上」と「8～15日」が同率の33%で最も多い。

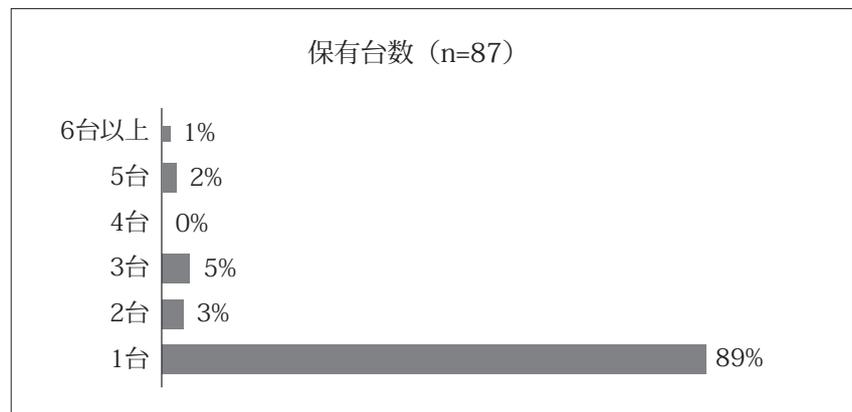
次いで「16～20日」が22%、「7日以内」が11%である。



3. 山車・屋台について (アンケート調査票項目 No.9)

保有台数については、各伝承団体につき「1台」というところが9割近くである。

次いで「3台」は5%、「2台」は3%、「5台」は2%、「6台以上」は1%と数%にとどまる。



【5台以上山車を保有する団体】

高崎山車祭り保存会 (高崎市)

沼田祇園囃子保存会連合会 (沼田市)

鬼石祭囃子保存会 (藤岡市)

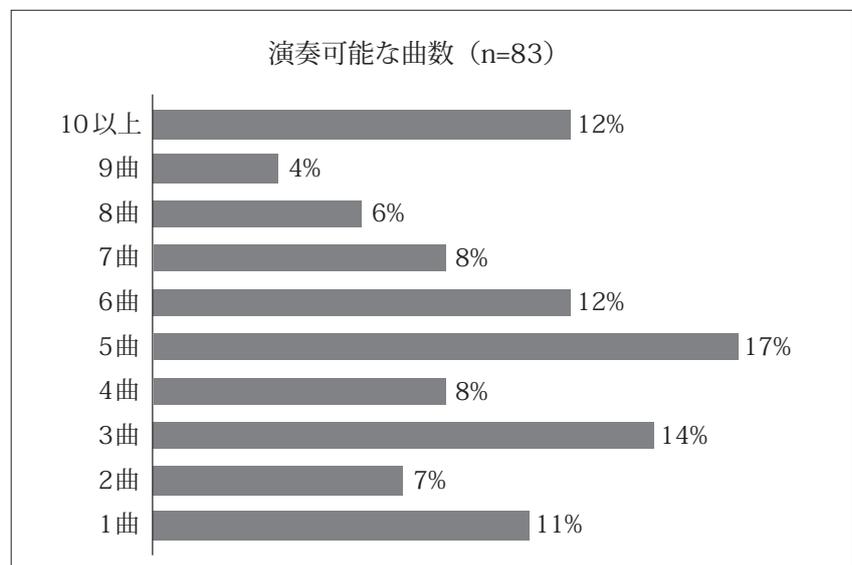
大久保屋台囃子保存会 (吉岡町)

※保存会の中で更に地域(町・区)等で細分化されている団体は、地域毎に山車を所有しているため、保有台数が多い傾向がある。

4. 囃子について (アンケート調査票項目 No.10)

(1) 演奏可能な曲数

囃子の曲数については「5曲」が17%と最も多く、続いて「3曲」(14%)、「6曲」・「10曲以上」が12%、「1曲」が11%、「4曲」・「7曲」が8%、「2曲」が7%、「8曲」が6%、「9曲」が4%である。



【演奏曲の多い団体】（10曲以上）

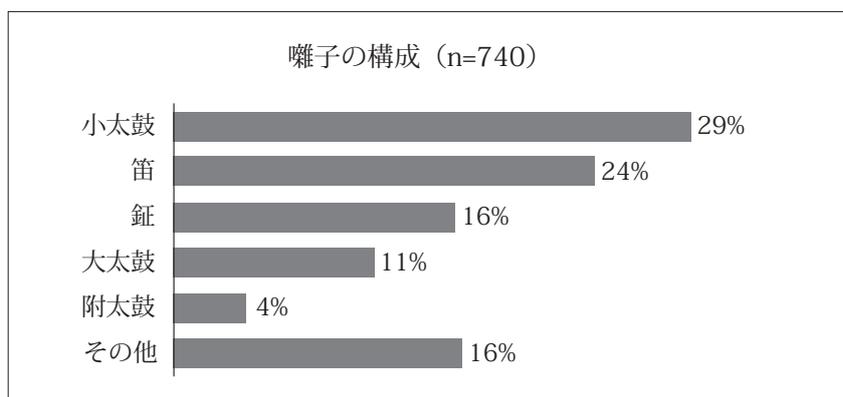
- 高崎山車祭り保存会（高崎市）
- 桐生本四祇園囃子保存会（桐生市）
- 東町囃子保存会（伊勢崎市）
- 鬼石祭囃子保存会（藤岡市）
- 谷津祭典委員会（安中市）
- 六郷流お囃子保存会（安中市）
- 第二街お囃子保存会（みどり市）
- 第四区おはやし保存会（みどり市）
- 第五街祇園囃子保存会（みどり市）
- 下町祭典委員会（下仁田町）

(2) 構成について

囃子を構成する楽器の割合を集計した。

太鼓（小・大）、鉦、笛という編成が大部分を占める。

「その他」にはツケ、鐘、チャッパ（手平・ジャンガラ）、中太鼓等が含まれる。



(3) 笛について

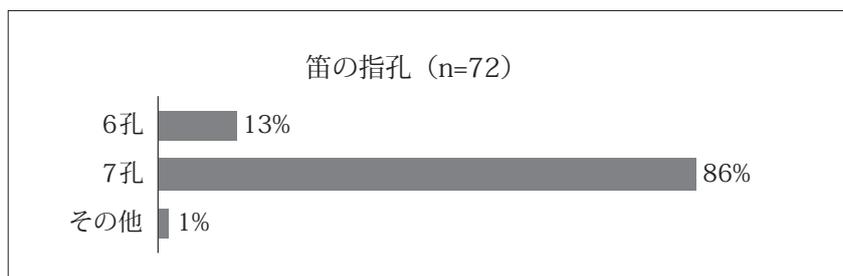
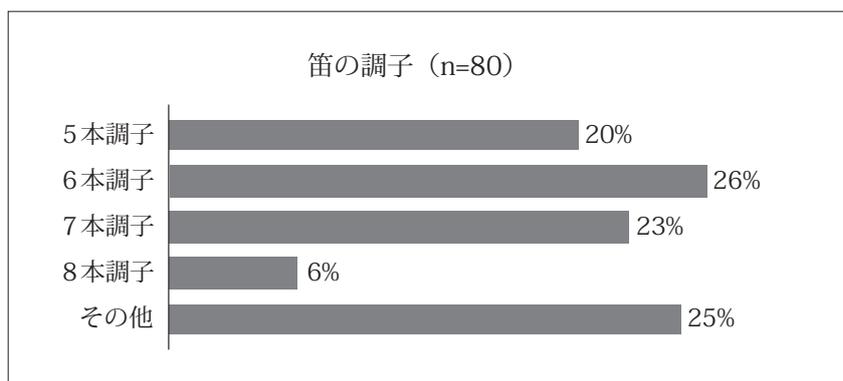
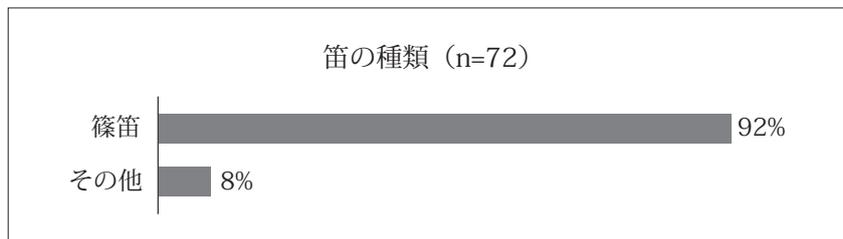
「篠笛」を使用している団体が9割を占めている。

調子は「5本調子」「6本調子」「7本調子」「その他」に平均的に分かれている。

指孔は「7孔」（86%）を使用している団体が最も多い。

【その他】

- ・笛の種類：梅笛、竹笛、プラスチック
- ・指孔：5孔
- ・調子：獅子田1番、獅子田5番、2本調子、3本調子、4本調子

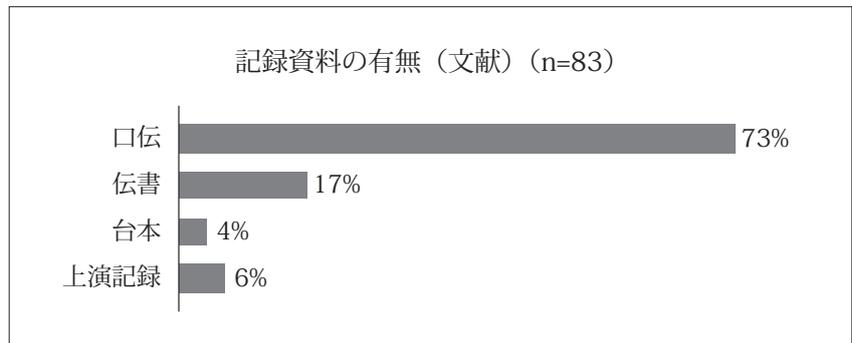


5. 記録資料の有無について（複数回答可）（アンケート調査票項目 No.11）

各伝承団体の記録資料の有無を媒体毎に集計した。

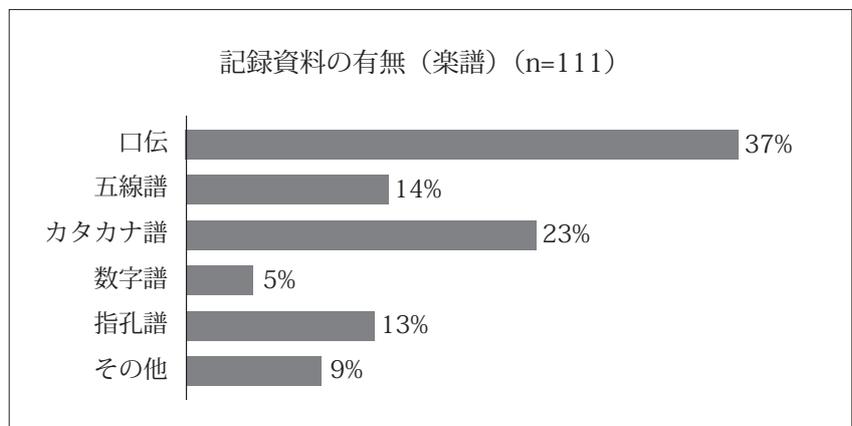
(1) 文献記録

「口伝のみ」が最も多く73%、次いで「伝書（由来・歴史等）」が17%、「上演記録」が6%、「台本（動き方）」が4%である。



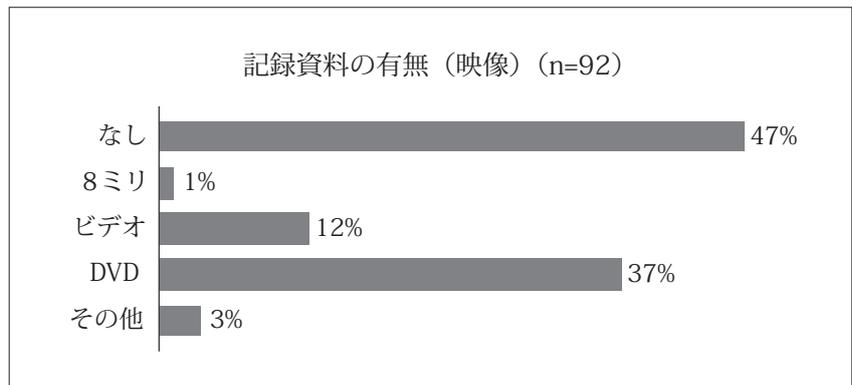
(2) 楽譜

「口伝のみ」が最も多く37%、次いで「カタカナ譜」が23%、「五線譜」が14%、「指孔譜」が13%、「その他」が9%、「数字譜」が5%である。



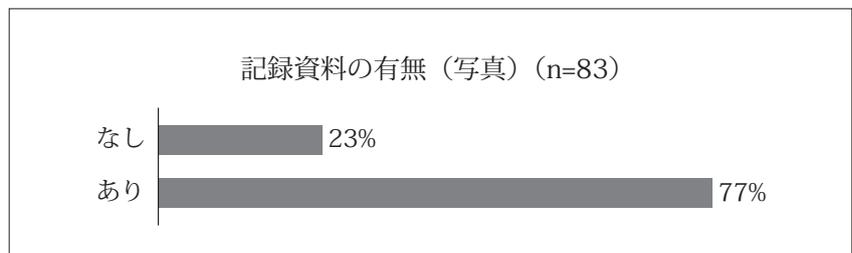
(3) 映像

「なし」が47%と最も多い。次いで「DVD」が37%、「ビデオテープ」が12%、「その他」が3%、「8ミリフィルム」が1%である。



(4) 写真

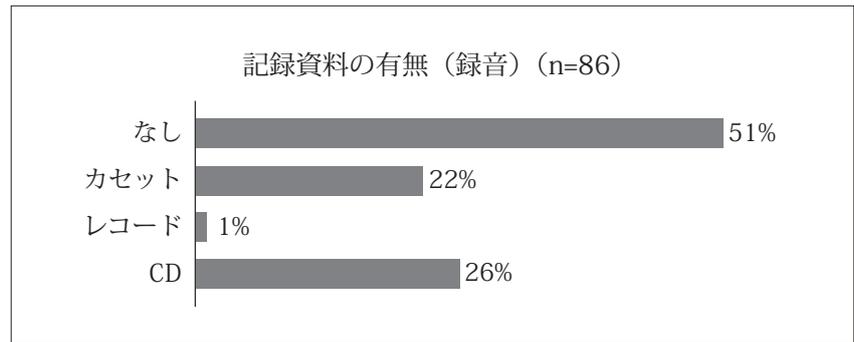
「あり」が77%、「なし」が23%である。



(5) 録音

「なし」が51%、「CD」が26%、「カセット」が22%、「レコード」が1%である。

※映像付帯を除く



6. 小中学校との連携について（アンケート調査票項目 No.12）

「ある」としている伝承団体は21%である。



【連携のある小中学校】

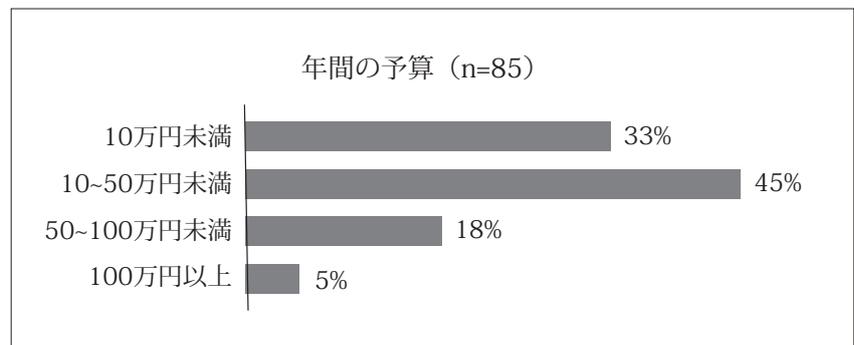
- ・みどり市 大間々東中学校、大間々南小学校
- ・前橋市 桃川小学校、城南小学校
- ・伊勢崎市 境東小学校、三郷小学校
- ・高崎市 小学3年生～6年生を対象に山車参加者（山車の引き手、太鼓の叩き手）の募集を行っている
- ・沼田市 市内小学校（13校）、お囃子教室を毎年実施
- ・渋川市 伊香保小学校、伊香保中学校
- ・藤岡市 鬼石小学校
- ・富岡市 一ノ宮小学校
- ・安中市 原市小学校
- ・南牧村 南牧小学校、南牧中学校
- ・中之条町 中之条小学校、中之条中学校
- ・玉村町 玉村小学校

7. 活動資金について（アンケート調査票項目 No.13）

各伝承団体の年間の予算額とその内訳は次の通りである。

(1) 年間の予算

「10～50万円未満」が45%で最も多い。続いて「10万円未満」が33%、「50～100万円未満」が18%。「100万円以上」は5%にとどまる。

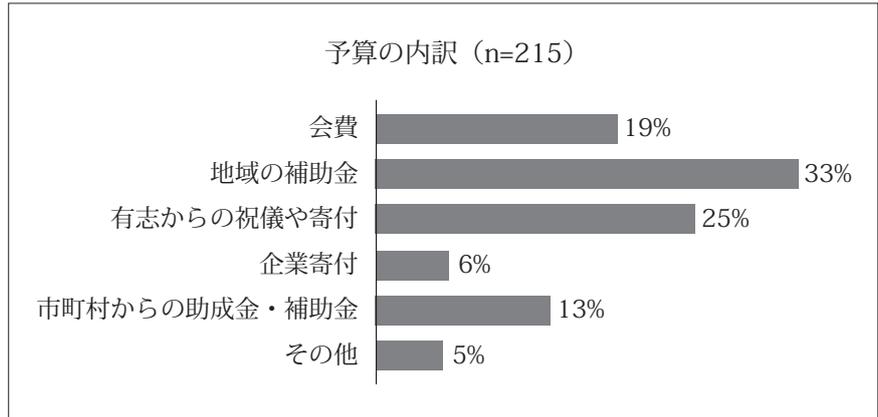


(2) 予算の内訳 (複数回答可)

最も多かったのは「地域の補助金」で33%。「有志からの祝儀や寄付」が25%、「会費」が19%、「市町村からの助成金・補助金」が13%、「企業寄付」が6%、「その他」が5%である。

【その他】

- ・文化庁／国庫補助金
- ・「財団さかい」からの助成金
- ・廃品回収・アルミ缶回収
- ・区民からの協力費
- ・区からの謝礼金



8. 継承していく上での課題・悩みについて (複数回答可) (アンケート調査票項目 No.14)

「後継者の育成」が16%、次いで「会員の高齢化」「補修・新調 (山車・屋台、楽器、衣裳、保管庫)」が12%、「地域の過疎化」「上演演目の変容」が9%。

【その他】

- ・子供達の囃子練習の参加が少ない
- ・子供の人数の減少
- ・もともとあったものではなく、(祭に係る物品が) 寄贈されたものなので当事者意識が皆高くない。
- ・中学生になると参加しなくなる子供がほとんどで、後継者が育たない。

